

令和8年度第2回
高梁市水道経営審議会 資料

令和8年7月30日（木）
高梁市土木部上下水道課

目次

1. 前回の審議会の確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要・ p8
3. 経費削減・その他の収入の導入案・・・・・・・・・・・・・・・・ p13
4. 水道料金改定シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・ p16

1. 前回の審議会の確認事項

1. 前回の審議会の確認事項

(1) 未収金について

水道料金の調定額（徴収することが決定した額）、収入額（実際に徴収した額）、収入未済額（徴収できなかった額＝調定額と収入額の差額）、収入率（調定額に対する収入額の割合）の推移は下記のとおりです。

毎年度、7億円前後の調定額に対し、収入未済額は1千万円程度発生していますが、これは各年度末（3月31日）時点のものであり、その後の滞納整理により、2百万円前後となっています。

●令和7年度末時点の調定額等

	R3年度分	R4年度分	R5年度分 (※)	R6年度分 (※)	R7年度分
調定額 (千円)	709,844	697,650	620,049	649,956	696,512
収入額 (千円)	707,265	695,840	618,143	647,299	(R7年度末) 685,188 (R8.5末) 691,081
収入未済額 (千円)	2,579	1,810	1,906	2,657	(R7年度末) 11,324 (R8年5月末) 5,431
収入率	99.6%	99.7%	99.7%	99.6%	(R7年度末) 98.4% (R8年5月末) 99.2%

※ 令和6年2月から4月にかけて、物価高騰対策として水道基本料金の減免を実施したため、令和5年度および令和6年度の調定額は例年と比べ減少しています。

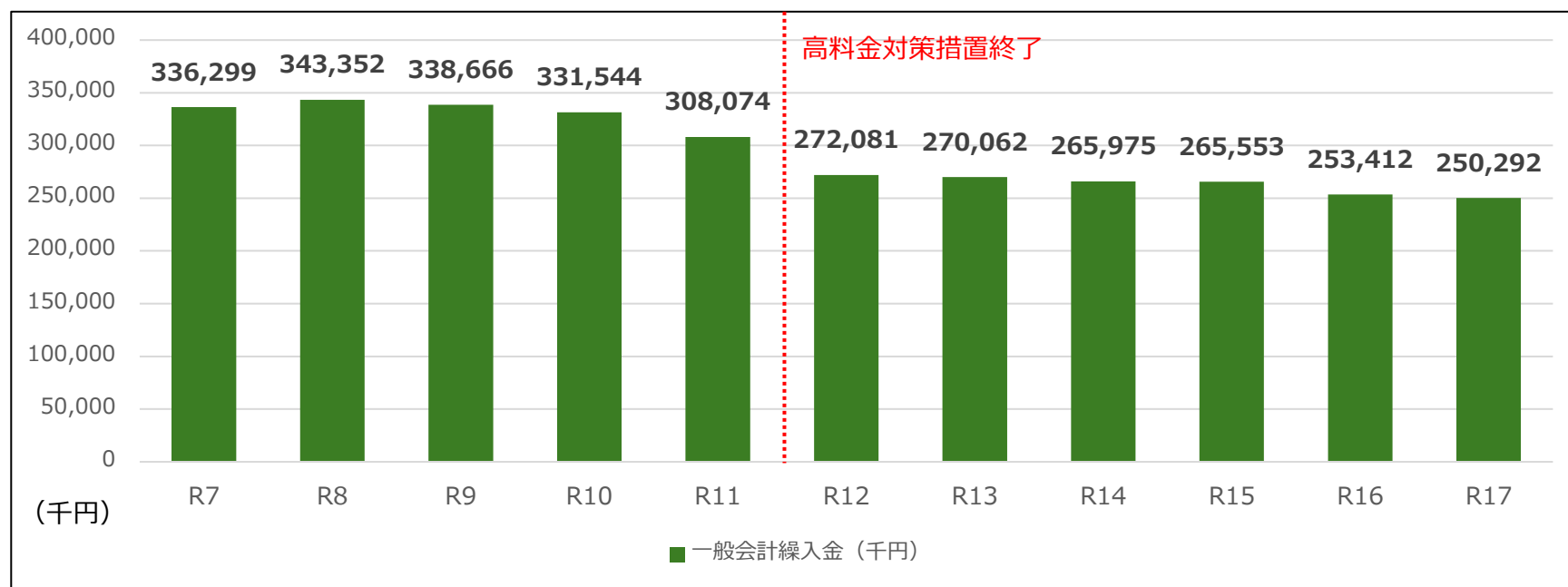
1. 前回の審議会の確認事項

(2) 一般会計繰入金について

企業会計は独立採算制であり、原則として給水収益を財源としています。しかし、消火栓の設置に係る費用等のように性質上一般会計が負担すべきものや、旧簡易水道区域の建設改良事業に係る起債元利償還金については、総務省の定める基準のもと、一般会計から繰入を行うことができます。

さらに、自然条件等により建設改良費が割高となり資本費が著しく高額となる場合にも、団体間の料金格差の縮小のため、同基準のもとで繰入を行うことができます（高料金対策）。

本市の一般会計繰入金は年間約3億円超ですが、今後上記の高料金対策の措置が段階的に終了となるほか、起債元利償還のピークの経過により、減少する見込みとなっています。

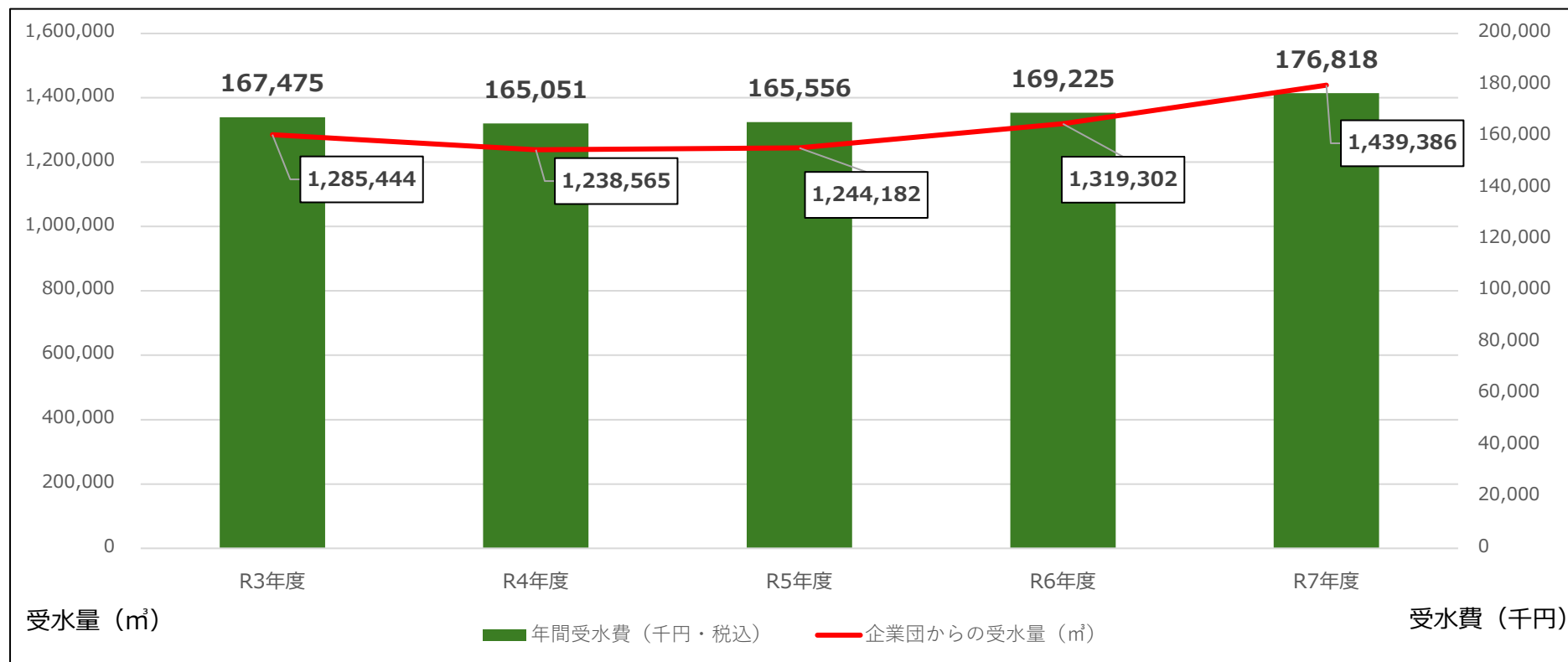


1. 前回の審議会の確認事項

(3) 受水費について

本市では、自己水源だけでは賄えない部分について、本市をはじめ複数の自治体により構成される岡山県広域水道企業団（一部事務組合）から受水しています。

令和7年度においては、企業団からの受水量が本市の全配水量のうち約39パーセントを占めており、その受水量は約144万トン、受水費は約177百万円となっています。



1. 前回の審議会の確認事項

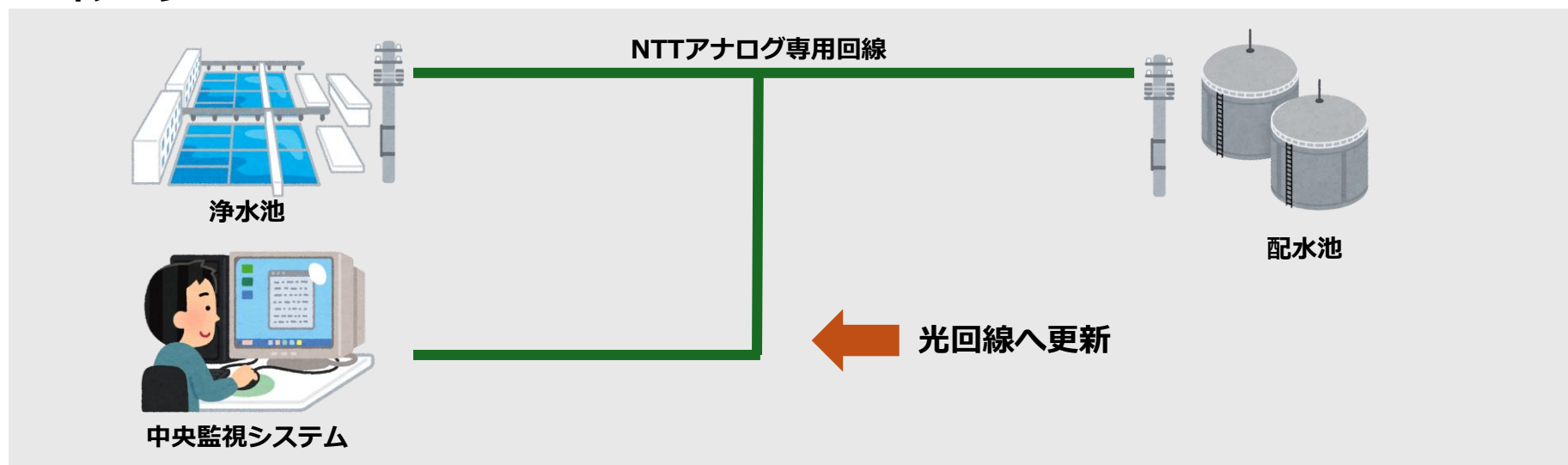
(4) NTTアナログ回線更新工事（水道施設遠方監視制御装置更新事業）について

本市では、水道施設の監視及び運転制御のため、浄水池や配水池等の各水道施設の間に118本の通信回線（NTTのアナログ専用回線）を設置しています。貯水量や流入・配水量、濁度などを常時中央監視システムで確認でき、また、浄水池と配水池のポンプの自動制御ができるなど、維持管理に不可欠な回線となっています。

しかし、このNTTのアナログ専用回線は令和10年度末をもってサービスが終了することとなりました。このため、令和8年度に実施設計業務委託を行い、令和9年度から2カ年で更新工事を行う計画としています。

概算工事費は、令和7年度に行った基本設計によると約15億円となる見込みです。

●イメージ



2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要

2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要

（1）業務実績について

令和7年度末における給水世帯は11,326世帯、給水人口は23,818人、年間配水量は3,696,503m³、年間有収水量は2,694,254m³、年間有収率は72.9%です。

	R 7 年度	R 6 年度	比 較	
			増 減	比 率
行 政 区 域 内 人 口	24,987人	25,722人	△ 735人	97.1%
給 水 世 帯	11,326世帯	11,643世帯	△ 317世帯	97.3%
給 水 人 口	23,818人	24,526人	△ 708人	97.1%
年 間 配 水 量	3,696,503m ³	3,668,284m ³	28,219m ³	100.8%
年 間 有 収 水 量	2,694,254m ³	2,733,008m ³	△ 38,754m ³	98.6%
年 間 有 収 率	72.9%	74.5%	△1.6ポイント	97.8%

2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要

（2）収益的収支について

令和7年度における収益的収入のうち、営業収益は633,272千円、営業外収益は266,811千円です。

また、収益的支出のうち、営業費用は1,076,664千円、営業外費用は42,392千円、特別損失は605千円です。

純損失（収益的収入と収益的支出の差額）は219,578千円です。

	R 7 年度 (千円)	R 6 年度 (千円)	比 較	
			増減 (千円)	比 率
収益的収入	900,083	919,574	△ 19,491	97.9%
(1)営業収益	633,272	591,019	42,253	107.1%
(2)営業外収益	266,811	328,555	△ 61,744	81.2%
収益的支出	1,119,661	1,025,976	93,685	109.1%
(1)営業費用	1,076,664	980,070	96,594	109.9%
(2)営業外費用	42,392	45,793	△ 3,401	92.6%
(3)特別損失	605	113	492	537.0%

収益的収入 900,083千円 — 収益的支出 1,119,661千円
= △ 219,578千円（純損失）

2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要

（3）資本的収支について

令和7年度における資本的収入は340,655千円、資本的支出は572,717千円です。

区 分	R 7 年度 (千円)	R 6 年度 (千円)	比 較	
			増減 (千円)	比 率
資本的収入	340,655	501,082	△ 160,427	68.0%
（1）負担金	1,520	2,010	△ 490	75.6%
（2）補償金	10,557	13,671	△ 3,114	77.2%
（3）企業債	102,700	254,200	△ 151,500	40.4%
（4）他会計負担金	215,128	221,670	△ 6,542	97.0%
（5）国庫補助金	10,750	9,531	1,219	112.8%
資本的支出	572,717	688,624	△ 115,907	83.2%
（1）建設改良費	194,245	290,206	△ 95,961	66.9%
（2）企業債	378,473	398,418	△ 19,945	95.0%

2. 令和7年度高梁市水道事業特別会計決算（見込）の概要

（4）経営成績について

料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度対比2.36ポイント減の64.57%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況とされる100%を依然として下回っています。

また、現金および銀行預金の合計額である資金残高については、令和7年度末時点で659,888千円であり、前年度末時点から87,845千円の減です。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
料金回収率	71.70%	73.11%	65.69%	66.93%	64.57%
資金残高 (年度末)	775,093千円	787,851千円	791,978千円	747,733千円	659,888千円

3. 経費削減・その他の収入の導入案

3. 経費削減・その他の収入の導入案

(1) 検針・料金徴収の隔月化

本市では現在、水道使用水量の検針および料金徴収（口座振替・納付書発送）について毎月実施していますが、これを隔月にすることで、経費削減を図ります。実施にあたっては、周知期間とシステム改修を見据え、令和10年度からの開始を見込みます。

振替不能件数が増えるおそれがあるなどのデメリットがありますが、実施にあたっては広報紙等により周知を行います。

●検針の隔月化による経費削減

- ・検針員への検針委託料
- ・「水道使用水量のお知らせ」の発行経費



半額

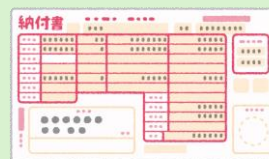


●料金徴収の隔月化による経費削減

- ・口座振替手数料
- ・帳票（納付書等）の発行経費
- ・帳票印刷・発行委託料
- ・帳票郵送代



半額



約10,000千円/年の削減見込

3. 経費削減・その他の収入の導入案

(2) その他の収入の導入

水道料金以外の主な収入として、下記の負担金の改正と手数料の新規導入を図ります。これにより、**約4,000千円**の効果を見込んでいます。

〈改正〉

●給水装置申込負担金

(円)

	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
現行	44,000	88,000	143,000	220,000	363,000	660,000	1,320,000	2,310,000
改正案	66,000	165,000	275,000	383,000	748,000	1,199,000	2,860,000	4,427,500

〈新規導入〉

(円)

	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100
設計審査 手数料	4,000	4,000	4,000	6,000	6,000	10,000	15,000	20,000
工事検査 手数料	4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	7,000	10,000	12,000
開閉栓 手数料	1,000	1,200	1,500	2,500	3,500	7,000	10,000	20,000

約4,000
千円/年
の収入増

4. 水道料金改定シミュレーション

4. 料金改定シミュレーション

(1) 前提条件および経営状況の整理

前回示した今後の経営状況について、下記の変更を加えた上で再度シミュレーションを行いました。

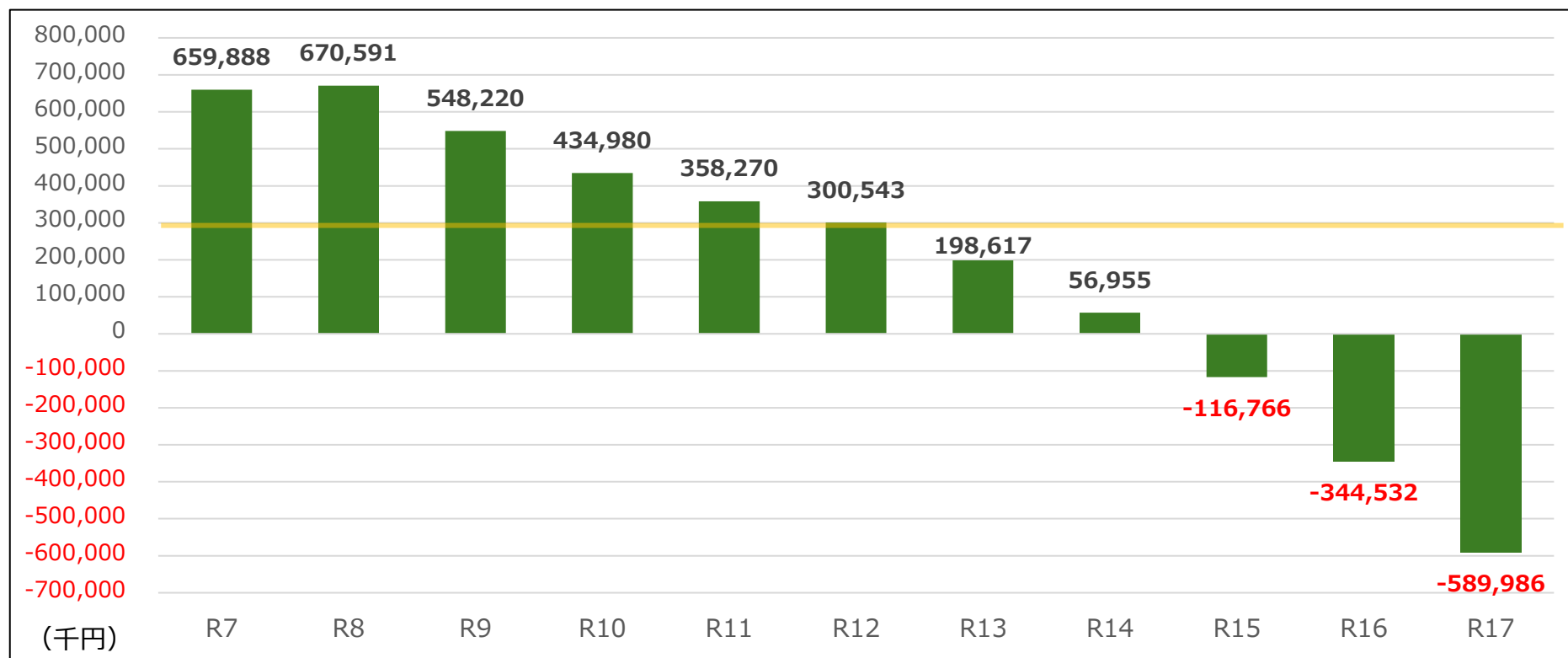
- ✓ 令和7年度末の現金預金残高を**659,888千円**に修正（決算見込数値）
- ✓ 令和10年度から検針を隔月化すると仮定し、検針委託料等を**半額**
- ✓ 令和10年度からその他収入を導入すると仮定し、営業外収入を**年4,000千円増**
- ✓ NTTアナログ回線更新工事費として、建設改良費について、**令和9年度に7億円、令和10年度に8億円を計上**
- ✓ 起債元金償還期間を30年償還から**15年償還**に修正

4. 料金改定シミュレーション

(1) 前提条件および経営状況の整理

整理後のシミュレーションは下記のとおりです。主にNTTアナログ回線更新工事費の起債元利償還金の影響により、前回示した経営状況よりも資金の減少幅が大きくなっています。

本市の水道事業は**令和17年度まで資金残高を3億円確保すること**を目標としていますが、現状では令和13年度に3億円を下回る見込みです。そのため、**令和13年度には料金改定を行う必要があると考えています。**



4. 料金改定シミュレーション

(2) 料金改定のポイント

料金改定を行う際のポイントは、下記のとおりです。

✓ 改定時期

令和13年度に一度だけ値上げすることで、最終的な値上げ額を抑えることができます。一方で、令和13年度と令和14年度に分けて値上げすることで、負担を軽減させることができます。

✓ 口径別改定割合

小口径の値上げ幅を抑えることで、一般家庭に配慮した料金体系となります。その分、大口の値上げ幅が増えるため、企業等への負担が増加することとなります。

✓ 従量料金改定割合（均一制か、逦増制か）

逦増制（使用水量が増えるほど従量料金が大きくなる）とすることで、小口径の値上げ幅を抑えることができます。一方で、子育て世帯等、水道を多く使用する世帯の負担が増加することとなります。

✓ 基本水量

基本水量および基本料金を下げることで、高齢者世帯等、使用水量の少ない世帯に配慮した料金体系となります。一方で、上記と同様水道を多く使用する世帯の負担が増加することとなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション

(2) の「料金改定のポイント」を踏まえ、下記の8パターンでシミュレーションを行いました。なお、いずれのパターンでも令和17年度まで資金残高を3億円確保できるように改定率等を設定しています。

① 令和13年度に一度の改定をする場合

- A) すべての口径で均一の割合で改定を行う
- B) 口径が大きくなるほど基本料金の改定率を上げる
- C) 小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げる
- D) 基本料金はそのままとし、従量料金を逡増制とする
- E) 基本水量を半分にしつつ、従量料金を改定する

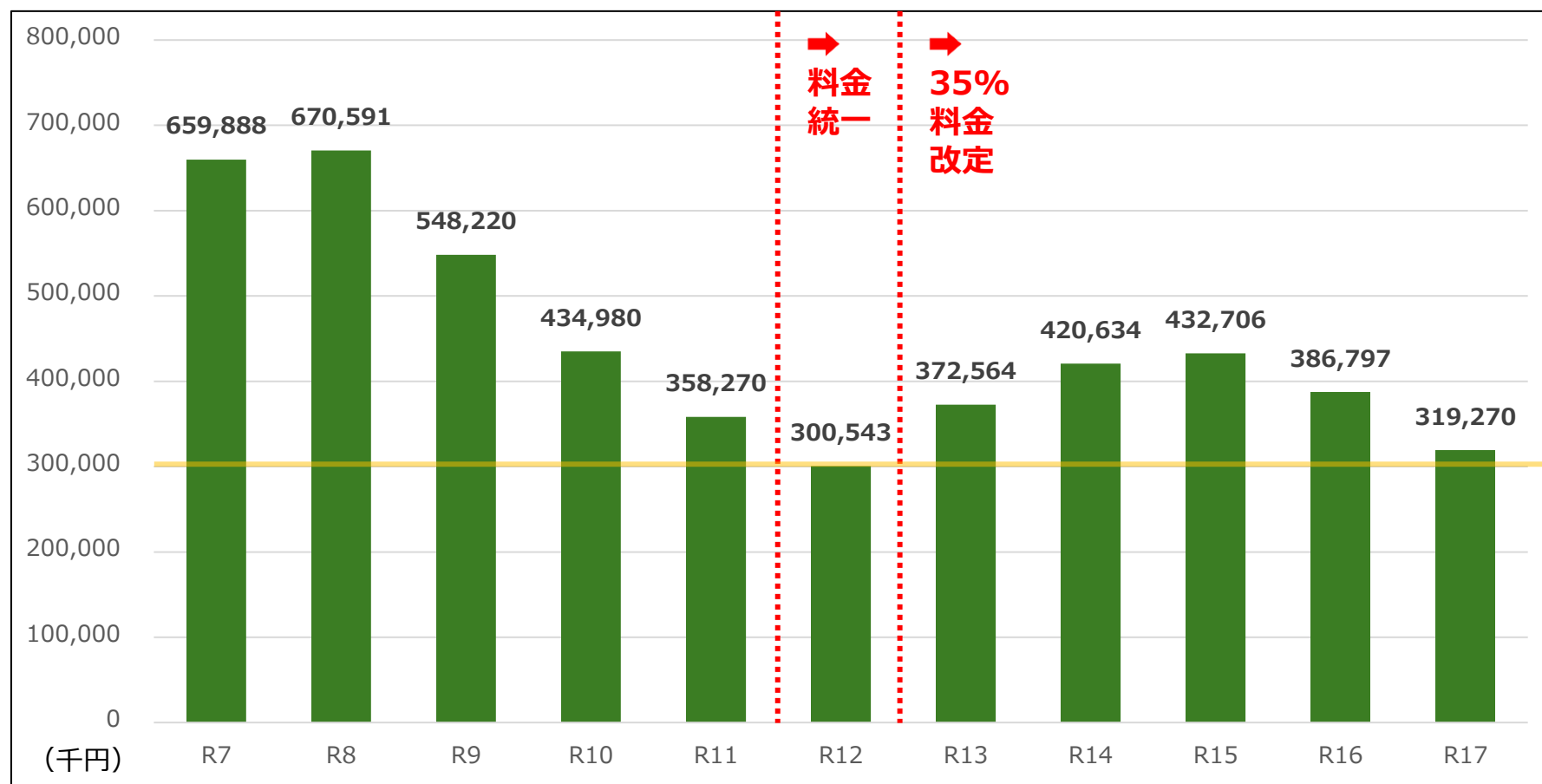
② 令和13年度と令和14年度に改定をする場合

- A) すべての口径で均一の割合で改定を行う
- B) 口径が大きくなるほど基本料金の改定率を上げる
- C) 小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げる

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

令和17年度まで資金残高を3億円確保するため、**令和13年度に一度の改定する場合は、料金統一後から35%の改定が必要となります。**



4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

A すべての口径で均一の割合で改定を行う

●料金体系

口径	基本水量	基本料金			超過料金		
		R12.4～	改定後		R12.4～	改定後	
			R13.4～	改定率		R13.4～	改定率
13mm	10m³ まで	2,290	3,090	35%	10m³を超える水量 1m³につき229円	10m³を超える水量 1m³につき309円	35%
20mm		2,590	3,500				
25mm	-	3,000	4,050		1m³につき229円	1m³につき309円	
30mm	-	4,070	5,490				
40mm	-	5,090	6,870				
50mm	-	7,790	10,520				
75mm	-	12,930	17,460				
100mm	-	19,040	25,700				

●メリット

- 一度だけ値上げすることで、最終的な基本料金の額を最小限にできます。

●デメリット

- 一度に35%の値上げとなるため、負担が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

B 口径が大きくなるほど基本料金の改定率を上げる

●料金体系

口径	基本水量	基本料金			超過料金		
		R12.4～	改定後		R12.4～	改定後	
			R13.4～	改定率		R13.4～	改定率
13mm	10m ³ まで	2,290	2,980	30%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	10m ³ を超える水量 1m ³ につき298円	35%
20mm		2,590	3,370				
25mm	-	3,000	4,500	50%	1m ³ につき229円	1m ³ につき298円	
30mm	-	4,070	6,110				
40mm	-	5,090	12,730	150%			
50mm	-	7,790	23,370	200%			
75mm	-	12,930	38,790				
100mm	-	19,040	57,120				

●メリット

- 一度だけ値上げすることで、最終的な基本料金の額を最小限にできます。
- 小口径（一般家庭等）への負担を抑えることができます。

●デメリット

- 一度に30%以上の値上げとなるため、負担が大きくなります。
- 大口径（企業等）の負担が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

C 小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げる

●料金体系

口径	基本水量	基本料金			超過料金		
		R12.4～	改定後		R12.4～	改定後	
			R13.4～	改定率		R13.4～	改定率
13mm	10m ³ まで	2,290	2,980	30%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	10m ³ を超える水量 1m ³ につき298円	30%
20mm		2,590	3,370				
25mm	-	3,000	4,050	35%	1m ³ につき229円	1m ³ につき356円	55%
30mm	-	4,070	5,490				
40mm	-	5,090	6,870				
50mm	-	7,790	10,520				
75mm	-	12,930	17,460				
100mm	-	19,040	25,700				

●メリット

- 一度だけ値上げすることで、最終的な基本料金の額を最小限にできます。
- 小口径（一般家庭等）への負担を抑えることができます。

●デメリット

- 一度に30%以上の値上げとなるため、負担が大きくなります。
- 使用水量の多い大口径（企業等）の負担が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

D 基本料金はそのままとし、従量料金を逡増制とする

●料金体系

口径	基本水量	基本料金			超過料金		
		R12.4～	改定後		R12.4～	改定後	
			R13.4～	改定率		R13.4～	改定率
13mm	10m ³ まで	2,290	2,290	—	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	10m³を超える水量1m³につき350円 40m³を超える水量1m³につき400円 60m³を超える水量1m³につき450円 100m³を超える水量1m³につき500円	—
20mm		2,590	2,590				
25mm	-	3,000	3,000		1m ³ につき229円	- 水量1m³につき350円 40m³を超える水量1m³につき400円 60m³を超える水量1m³につき450円 100m³を超える水量1m³につき500円	
30mm	-	4,070	4,070				
40mm	-	5,090	5,090				
50mm	-	7,790	7,790				
75mm	-	12,930	12,930				
100mm	-	19,040	19,040				

●メリット

- 使用水量の少ない世帯の負担が少なくなります。

●デメリット

- 使用水量が多くなるにつれて、上昇率が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション① 令和13年度に一度の改定をする場合

E 基本水量を半分にし、従量料金を上げる

●料金体系

口径	基本水量	基本料金			超過料金		
		R12.4～	改定後		R12.4～	改定後	
			R13.4～	改定率		R13.4～	改定率
13mm	5m ³ まで	2,290	1,800	-21%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	5m³を超える水量1m³につき100円 10m³を超える水量1m³につき430円	—
20mm		2,590	2,100	-19%			
25mm	-	3,000	3,000	—	1m ³ につき229円	1m³につき430円	88%
30mm	-	4,070	4,070				
40mm	-	5,090	5,090				
50mm	-	7,790	7,790				
75mm	-	12,930	12,930				
100mm	-	19,040	19,040				

●メリット

- 高齢者世帯等、小口径のなかでも使用水量の少ない世帯の負担が少なくなります。

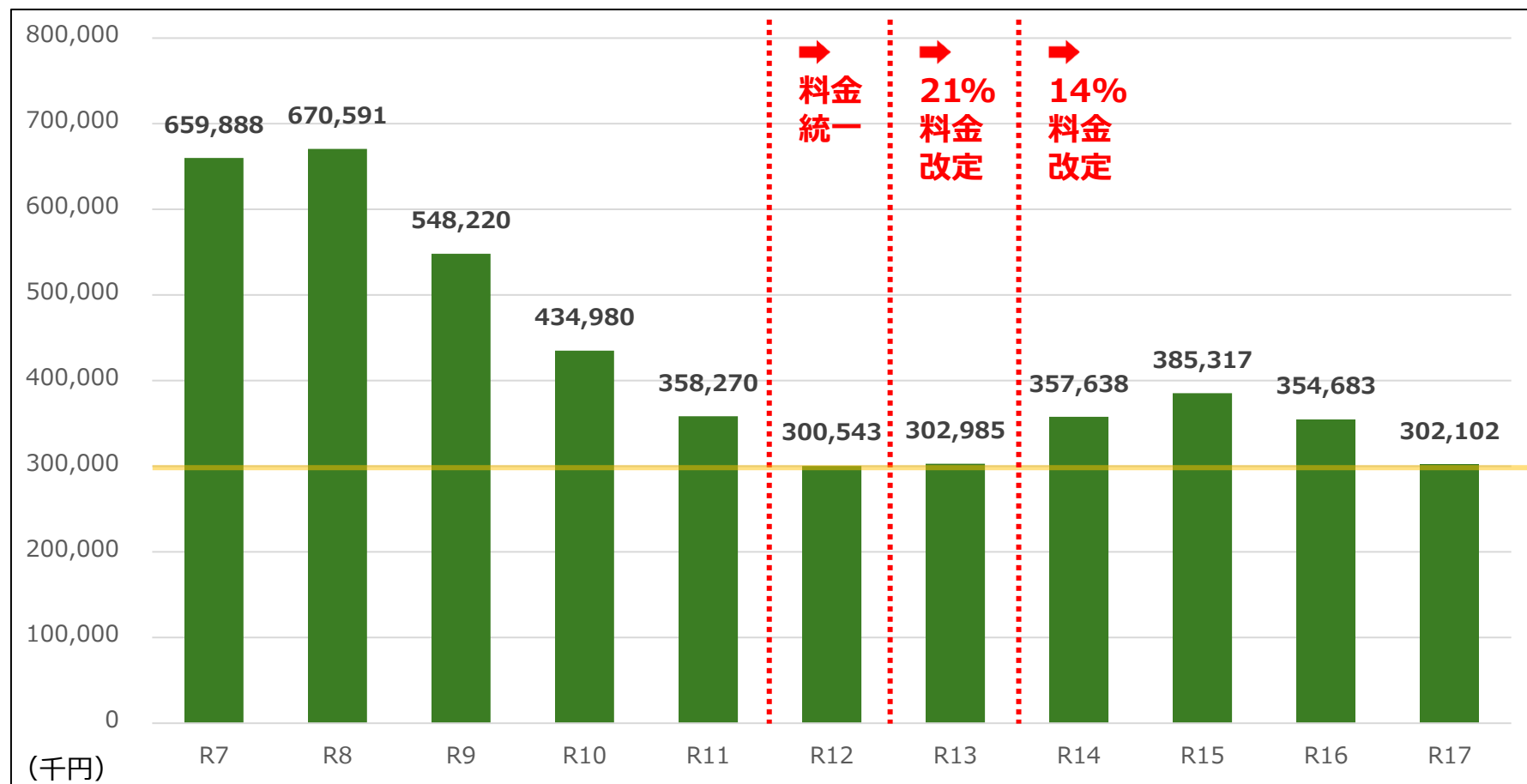
●デメリット

- 使用水量が多くなるにつれて、負担が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション② 令和13年度と令和14年度に改定をする場合

令和17年度まで資金残高を3億円確保するため、令和13年度と令和14年度の2回に分けて改定する場合は、料金統一後、令和13年に21%、令和14年に14%の改定が必要となります。



4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション② 令和13年度と令和14年度に改定をする場合

A すべての口径で均一の割合で改定を行う

●料金体系

口径	基本 水量	基本料金					超過料金				
		R12.4～	改定後①		改定後②		R12.4～	改定後①		改定後②	
			R13.4～	改定率	R14.4～	改定率		R13.4～	改定率	R14.4～	改定率
13mm	10m ³ まで	2,290	2,770	21%	3,160	14%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	10m ³ を超える水量 1m ³ につき277円	21%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき316円	14%
20mm		2,590	3,130		3,570						
25mm	-	3,000	3,630		4,140						
30mm	-	4,070	4,920		5,610						
40mm	-	5,090	6,160		7,020						
50mm	-	7,790	9,430		10,750						
75mm	-	12,930	15,650		17,840						
100mm	-	19,040	23,040		26,270		1m ³ につき229円	1m ³ につき277円		1m ³ につき316円	

●メリット

- 2か年にわけて改定することで、負担を軽減させることができます。

●デメリット

- 単年で値上げする場合と比較し、最終的な値上げ幅が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション② 令和13年度と令和14年度に改定をする場合

B 口径が大きくなるほど基本料金の改定率を上げる

●料金体系

口径	基本 水量	基本料金					超過料金					
		R12.4～	改定後①		改定後②		R12.4～	改定後①		改定後②		
			R13.4～	改定率	R14.4～	改定率		R13.4～	改定率	R14.4～	改定率	
13mm	10㎥ まで	2,290	2,700	18%	2,980	10.5%	10㎥を超える水量 1㎥につき229円	10㎥を超える水量 1㎥につき270円	18%	10㎥を超える水量 1㎥につき298円	10.5%	
20mm		2,590	3,060		3,380							
25mm	-	3,000	3,900	30%	4,680	20%	1㎥につき229円	1㎥につき270円		1㎥につき298円		
30mm	-	4,070	5,290		6,350							
40mm	-	5,090	9,670	90%	15,470	60%						1㎥につき298円
50mm	-	7,790	17,140	120%	30,850	80%						
75mm	-	12,930	28,450		51,210							
100mm	-	19,040	41,890		75,400							

●メリット

- ・ 2か年にわけて改定することで、負担を軽減させることができます。
- ・ 小口径（一般家庭等）への負担を抑えることができます。

●デメリット

- ・ 単年で値上げする場合と比較し、最終的な値上げ幅が大きくなります。
- ・ 大口径（企業等）の負担が大きくなります。

4. 料金改定シミュレーション

(3) 料金改定シミュレーション② 令和13年度と令和14年度に改定をする場合

C 小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げる

●料金体系

口径	基本 水量	基本料金					超過料金				
		R12.4～	改定後①		改定後②		R12.4～	改定後①		改定後②	
			R13.4～	改定率	R14.4～	改定率		R13.4～	改定率	R14.4～	改定率
13mm	10m ³ まで	2,290	2,700	18%	2,980	10.5%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき229円	10m ³ を超える水量 1m ³ につき270円	18%	10m ³ を超える水量 1m ³ につき298円	10.5%
20mm		2,590	3,060		3,380						
25mm	-	3,000	3,630	21%	4,140	14%	1m ³ につき229円	1m ³ につき302円	32%	1m ³ につき379円	25.5%
30mm	-	4,070	4,920		5,610						
40mm	-	5,090	6,160		7,020						
50mm	-	7,790	9,430		10,750						
75mm	-	12,930	15,650		17,840						
100mm	-	19,040	23,040		26,270						

●メリット

- ・ 2か年にわけて改定することで、負担を軽減させることができます。
- ・ 小口径（一般家庭等）への負担を抑えることができます。

●デメリット

- ・ 単年で値上げする場合と比較し、最終的な値上げ幅が大きくなります。
- ・ 使用水量の多い大口径（企業等）の負担が大きくなります。